

玉川小学校の児童を いじめから守るために いじめ STOP



しない させない みのがさない

平成25年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」では、次のように定義されています。

「いじめ」とは「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

【いじめ防止対策推進法より抜粋】

「パソコン・携帯電話での中傷、悪口」などの種類も追加されました。

「いじめたつもりではなかったのに」とそのつもりがなくても、加害者になってしまうケースがあります。日ごろから人を気遣う言動を心がけておくことが重要です。



つまり、いじめとは…

- 加害者と被害者が知り合い同士
- 「嫌な気持ちになった」「痛い思いをした」など心身の苦痛を感じているもの
- 心理的または物理的な影響を与える行為

一見仲がよさそうに見えても、実はいじめられていることも考えられます。



こんなことが「いじめ」です。

※下記の内容は「いじめ」の一例です。

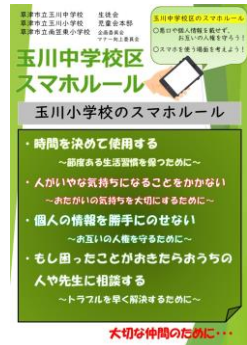
- からかわれたり、嫌なことを言われたりする。
- 仲間外れ、無視される。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたりする。
- 蹴られたり、プロレス技をかけられたりする。
- 物を隠されたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされる。
- インターネット上で悪口などを書かれる。

いじめ未然防止の取り組み

1. 児童が主体となって行ういじめ防止のための活動

①玉川中学校区スマホルール

令和3年度に玉川小・南笠東小・玉川中の児童会本部や生徒会が中心となってスマホルールの策定に取り組みました。スマートフォンでのトラブルを未然に防ぎ、情報モラルの観点から、児童・生徒のプライベートやプライバシーを守るためのスマホの使用ルールです。令和4年度中に全校に周知する予定です。



②みらいの木の作成

コロナ禍で、全校が集まり一つになって取り組む行事が減ったことをきっかけに、児童の心のつながりをつくるために、一人ひとりの名前を書いた葉を集めて「みらいの木」をつくりました。

2. 道徳科、人権学習でのいじめ防止学習

6月・9月のいじめ防止啓発強化月間に関わって、道徳科や人権学習を通じていじめに関連した授業を実践し、いじめ防止について、それぞれが取り組むことについて学級全体で考えています。

3. 生活アンケートの実施

毎月1回、生活アンケートを実施し、いじめに関する被害を受けていないか、またはそういった友だちを見聞きしていないかを確認しています。気になることを書いている児童には個別に話を聞き、安心して学校生活を送ることができるよう考えます。

4. 教育相談の実施

6月と1月にそれぞれ、全児童と担任が個別に面談をする教育相談週間を設けています。生活アンケートをもとに、普段の生活の様子、困っていることや悩みを聞き取るとともに、いじめに関する内容も確認しています。

5. 人権の日の放送

毎月10日を人権の日と定め、ボランティア・福祉委員会や各学年担任による人権放送を行い、人権について考える機会を設けています。

6. いのちについて考える日

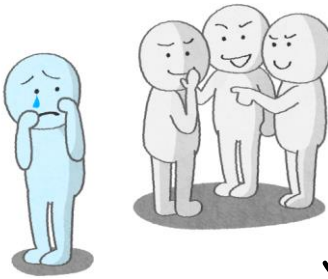
宇佐前校長の命日を「玉川小いのちについて考える日」とし、全校で命や生命について考えたり話し合ったりすることを通して、自他のいのちの大切さについて再確認しています。

玉川小「いじめ防止基本方針」より

いじめ

かも…と思ったら…
に気がいたら

玉川小の先生は一丸となり、
解決のために動きます！



あれっ？
いじめじゃない？

☆気がついた人は、どの先生でもいいので知らせてください。先生に話しにくい場合は、友だちや家の人に伝えてください。

☆知らせを聞いた人は、先生に伝えてください。

いじめを認知したら…
学校（いじめ）問題対策委員会を開き、解決に向かうまで組織的に対応します。

【委員会メンバー】
関係する学年や学級の先生
生徒指導主事・校長・教頭
養護教諭・教育相談担当
スクールカウンセラー
スクールソーシャルワーカーなど



①事実をしっかりと聞き取ります

☆いじめをしたかもしれない人、いじめをされたと感じた人、様子を見ていた人などからそれぞれ話を聞き、事実を確認します。状況によっては、授業中に話を聞くこともあります。

③保護者に連絡します

☆いじめをした人、された人、両方の保護者に、いじめの内容や指導したことなどについて連絡します。

⑤その後の様子・見守り状況を保護者に伝えます

☆いじめの認知後、いじめが継続していないか、本人・保護者に定期的に確認を行います。

☆発生から3ヶ月を目処にいじめが止んでいるかの確認をします。

②関係した人に指導をします

☆してしまったことをふり返り、これからの生活の仕方についても一緒に考えます。

④謝罪する場を設けます

☆いじめをされた人や保護者の思いに沿って、謝罪の場を設定することができます。

☆いじめをされた人と保護者が、今の気持ちを話す場を設定することができます。

☆学校（先生）から、これからの見守り、再発防止などについて話をします。

⑥再発防止に取り組みます

☆同じことが起きないように、再発を防ぐ取り組みをします。

誰もがいじめられる側、いじめる側になる可能性があります。傍観者もいじめる側になることがあります。お子さんは、保護者の声かけを待っているかもしれませんが、お子さんの様子、変化を見逃さないことが大切です。



子どもの変化

- 朝、なかなか起きられない。
- 朝になると色々な理由をつけて学校を休みたがる。
- 遅刻、早退が増える。
- 食欲がない。
- 自分を否定するような言動が増える。
- 学校や友だちに対する不平、不満を言うことが増える。
- 転校したい、学級をかわりたいなどの話をするようになる。
- 寝つきが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。
- 親の言うことを聞かなくなり、言葉使いが荒くなる。
- 表情が暗く、会話が少なくなる。
- イライラし、家族や物にあたる。
- 自分の部屋に閉じこもっている時間が増える。
- 家からお金を勝手に持ち出したり、必要以上にお金を無心する。

身の回りの変化

- 服が汚れたり、破れたりしている。
- 学校で使うものや持ち物がなくなったり、壊れたりしている。
- 教科書やノートに落書きをされたり破られたりしている。
- 買った覚えのないものを持っている。
- 与えたお金以上のものを持っている。または、お小遣いでは買えないものを持っている。
- 親しい友だちが遊びに来ない。遊びに行かない。

家族 でキャッチするために

- 子どもと過ごす時間を作りましょう。
- 子どもの様子にアンテナを張りましょう。
- 悩みがあれば誰かに相談することが大切であることを子どもに伝えましょう。

